夜間保育所の設置認可等について（抄）

〔平一二・三・三〇〕
〔児発二九八〕

1　保育所の設置認可等の取扱方針については、児発第二九五号通知により示されたところであるが、夜間保育所の設置認可申請については、同通知に定める事項に加え、次の基準に照らして審査を行うこと。

(1)　設置経営主体
　夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(2)　定員
　入所定員は、二〇名以上とすること。

(3)　対象児童
　夜間、保護者の就労等により保育に欠けるため、市町村が保育の実施を行う児童であること。

(4)　職員
　施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めること。保育士については、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）等に定めるところにより所定の数を配置すること。

(5)　設備及び備品
　①　仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(6)　保育の方法
　開所時間は原則として概ね一一時間とし、およそ午後一〇時までとすること。